

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年5月12日

東郷町長 川瀬 雅 喜



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

傍示本地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年4月20日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人 1 経営体

個人 5 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手からの申し出や、担い手からの希望に応じ、中間管理機構を活用し、集約化に努める。

6. 地域農業の将来のあり方

東郷町は、大都市近郊という立地条件と自動車産業等の著しい発展により、農地の住宅地化、他産業への農業労働力の流出が大きくなった。これにより、農業の世代交代が行われず農業従事者の高齢化が進んでいる。また、規模拡大を希望する農家は少なく、地域農業は縮小化の傾向にある。

こうした状況の中で、今後は、地域農業の受け皿となる担い手への集積や、新規就農者への支援が必要である。特に法人への集積を希望する農家が多いことから、企業の農業参入を促進するとともに、既存法人のオペレーターの確保など、既存法人への支援についても地域全体の問題として認識し、地区内の農業者だけでなく、町や農協などの関係機関が連携を密にして課題として捉え、各種対策を講じていく必要がある。

また、都市近郊という立地条件を生かして特色ある農業の振興を図り、新規就農者が当地区での就農を希望するような優れた経営体を地域全体で育成していく必要がある。